

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度 第4回鴻巣市国民健康保険運営協議会
開 催 日	令和3年12月23日(木)
開 催 時 間	午後1時20分 開会 ・ 午後2時10分 閉会
開 催 場 所	鴻巣市役所4階大会議室
議長(委員長・会長)氏名	議長(会長) 藤田 昇
出席者(委員)氏名 (出席者数)	藤田 昇、金子宮司、篠崎佐枝子、山本三郎、武井 栄、小島弘子、竹内茂雄、大塚健二、清水 浩、吉田佳恵子、石井 誠、関根栄子、黒澤富勇、柴田潤一郎、今井定好(15人)
欠席者(委員)氏名 (欠席者数)	高橋 靖、水澤 勉、遠藤美彦(3人)
事務局職員職氏名	市民生活部長 田口千恵子 市民生活部副部長 関根則男 国保年金課長 野口豊和 国保年金課副課長 金子康信 国保年金課主幹 笠原昭子 野村貴仁 国保年金課主査 鈴木紀子(7名)
傍聴の可否 (傍聴者数)	可 (1人)
議事録署名人	大塚健二委員、清水 浩委員
会 議 の 内 容	1 開会 2 会長あいさつ 3 部長あいさつ 4 議事 (1) 令和4年度国保事業費納付金「秋の試算」について (2) その他 5 閉会

●議事

(1) 令和4年度国保事業費納付金「秋の試算」について

野口国保年金課長より、令和4年度国保事業費納付金及び標準保険税率「秋の試算」について説明。

令和3年11月25日、第2回埼玉県国保運営推進会議にて令和4年度国保事業費納付金及び標準保険税率の秋の試算結果が示された。

平成30年度からの国保広域化では、翌年度に納付すべき国保事業費納付金及び参考となる標準保険税率について、毎年11月に仮係数に基づく秋の試算、本係数に基づく算定を1月に公表することになっている。

資料1-1に基づき埼玉県に納付する国保事業費納付金について説明。

令和4年度の国保事業費納付金は、令和3年度の本算定と比較し5,828万6,857円増加する結果となっている。1人当たりの保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金が増加しているため、令和3年度本算定と比べて国保事業費納付金は増加している。

中段、激変緩和は、制度発足時の平成30年度から令和5年度まで、急激な保険税の上昇を緩和するための国及び県による財政措置で、「国の制度による措置」と「県の措置」の2段階の措置が行われる。「国の制度による措置」では、4町村に約4,700万円を措置、「県の措置」では、23市町に約8億4千万円を措置している。なお、激変緩和財源の残額は、各市町村の納付金額に応じ按分して配分される。本市は、「県の措置」と「残額配分」を合わせた1億3,796万2,129円が措置されている。激変緩和措置の実施期間が令和5年度までとされていることから、令和6年度以降の国保事業費納付金の大幅な増加が懸念される。

埼玉県からの情報を表の下段に記載。介護分については、社会保険診療報酬支払基金で、法令の規定に基づき算定された第2号被保険者分となっているため、大きく増加しているが、埼玉県が推計する被保険者数と乖離するため本算定に向けて過大過小の申請を行う予定で、認定されれば増加率も改善される見込みとのこと。

また令和4年度は過年度分の納付金の過多等による減額調整により負担が減少していることや、医療費水準反映係数 α を0.67で算定している。

市町村が負担する国保事業費納付金は、年齢構成比率を是正した市町村ごとの医療費指数や、所得シェア、被保険者シェアにより算定されることになり、参考として記載した【参考：表①-1】のとおり、本市の被保険者シェア率は県平均を下回る見込みであり、本市の令和4年度の県内でのシェア率は令和3年度を若干上回っている。

県の保険者努力支援については、【参考：表①-2】として記載。保険者努力支援制度は、国保広域化に伴い運営安定化や医療費適正化に係る努力に応じて保険者にインセンティブが付与される制度で、県の保険者努力支援は国保事業納付金から控除される仕組みとなっており、今回示された国保事業納付金は保険者努力支援を控除後の金額となっている。

国保事業費納付金は、令和3年度は令和2年度に比べ約1億4,600万円の大幅な増加となったが、令和4年度は更に約5,800万円の増加となる金額が提示されている。

来年の1月に示される本算定では、国の本係数、直近の実績を用いた医療費再推計、診療報酬改定率の反映、介護納付金の補正申請結果反映等を行い、令和4年度国

保事業費納付金が確定する予定となっている。

資料1-2に基づき、令和3年度と令和4年度の本市国保税の区分ごとの保険税率と賦課限度額について説明。表の下に「令和4年度は法定賦課限度額及び軽減判定所得の引き上げが予定されています。」とあるが、さる12月10日の与党税制改正大綱では、法定賦課限度額を3万円引き上げる一方、軽減判定所得の据え置きを決定している。

【表③】上段の鴻巣市標準保険税率は、埼玉県国保運営方針に基づく賦課方式である所得割率と均等割額の2方式とし、国保財政の安定運営の指標とされる応能応益割合を50対50とした場合の標準保険税率であり、下段は県内統一をした場合の埼玉県標準保険税率となっている。

算定は各市町村の概算予算を基に算定されていることもあり、実際の保険税率は予定収納率やその他の収入、保健事業の規模や実施率などにより変動するため、参考値としての公表となる。

本市の現行税率は、医療分が特に応能割に偏った税率となっているため、所得と負担の均衡を図る必要があり、埼玉県が示す標準保険税率を参考に、均等割額を改正し、所得割率の低減を図る必要がある。

資料1-3に基づき、県内市町村の国保事業費納付金の比較を説明。県全体の納付金額が令和3年度に比べ約31億8,500万円増加したことを受けて、県内63市町村の内、58市町村が令和3年度を上回る結果となっている。

本市の1人当たり納付金は、令和3年度を2.8%上回る11万9,122円となっている。若年層を多く抱える和光市や戸田市などの1人当たり納付金額が高い状況となっている。

資料1-4に基づき、1人当たり保険税必要額の比較を説明。市町村の概算予算を参考に埼玉県が示すもので、比較するため令和2年度本算定分からをまとめた。

県内では令和3年度と比べて全市町村が増加する結果となっており、1人当たり納付金の多い和光市や戸田市など、1人当たり保険税必要額が高くなっているが、各市町村の概算予算による参考値として公表されているもので、各市町村の収納率や保健事業の取組みなどにより保険税を設定する必要があり、令和4年度の予算が未確定な状況では、不透明な部分もある。

被保険者の減少により保険税が減少する一方で、1人当たり国保事業費納付金は増加しているため、歳入歳出の不足額は年々拡大している。

現在、本市では被保険者の資格適用適正化や特定健診を始めとした保健事業の推進、医療費適正化や保険税の収納確保など各種施策を実施し、保険者努力支援制度や特別調整交付金の獲得により、国保運営の健全化を目指している。

《委員質疑》

資料1-1下段【埼玉県からの情報】にある、医療費水準反映係数だが、国保は協会けんぽなどの社保と比して、被保険者の年齢構成が高いため医療費水準が高いと理解している。算定係数 α が0.67と示されているその意義についてお聞きしたい。

《事務局回答》

医療費水準は県内でも市町村ごとに高い、低い、の差があり令和3年度までは、納

付金の算定において考慮されていた。令和9年度の保険税水準の準統一に向けて、令和4年度から3年かけて、令和6年度より無くしていくという県の方針があり、第一段階として、令和4年度が0.67、令和5年度が0.33、令和6年度には医療費水準を反映しないで納付金を算定していくということになる。

本市では、年齢調整後の医療費が平均より低いということもあり、令和4年度の反映係数が0.67になったことで、納付金額が上昇したが、令和6年度には反映しなくなることにより、更なる納付金額の上昇が懸念される。

《委員質疑》

算定係数は、準統一に向け3年かけて無くしていくというについて理解した。

【参考：表①-2】県の保険者努力支援は国保事業納付金から控除されるということで、県の数字が示されているが、本市はどういう状況なのか。

《事務局回答》

県内で本市は一桁後半の順位となっており、多くを獲得できている。今後も引き続き、多く獲得できるよう努力していく。

《委員》

保険税にも影響があり、また答申の中にもうたっていることであり、今後も努力をお願いしたい。

《委員質疑》

保険者努力支援の項目は、どこが取れているのか、また取れていないのかが重要で、ポイントが取れていない項目は、運営協議会の場で協議していくということも、当協議会の重要な役割であると認識している。

法定賦課限度額は令和4年度に102万円となるが、議会に諮るため鴻巣市を含め県内のほとんどの自治体が1年度遅れで予算に反映されることになるかと思う。

全国での例を見ると、保険税ではなく保険料を取り入れている自治体では、議会を通さず102万円で作成しているケースもあるようだ。

県内での例を言うとさいたま市では今年から専決を導入している。専決の導入については議会との兼ね合いもあり、難しいことは十分に承知しているが、低所得者の負担軽減のためにも専決で行っていただけるようぜひ調整を図っていただきたい。

《事務局回答（市民生活部副部長）》

法定限度額については、かねてから運営協議会の附帯意見として頂戴していたこともあり、令和2年度から本市でも専決処分を行ない改正させていただいている。

令和4年度についても、ご指摘のとおり102万円になるというところで、専決処分を行うべく3月議会終了後の全員協議会にて説明させていただいたうえで、改正できるよう調整を図っているところ。なお、予算計上については、財政部門と調整をしていく。

専決処分を行い、令和4年度当初から賦課限度額102万円というところで課税を行っていく予定。

《委員》

すでに専決処分を行っていただいていたということで了解した。

《事務局》

先ほど、ご意見をいただいた保険者努力支援については、次回の運営協議会にてお示しさせていただきたい。

(2) その他

金子副課長より、令和4年度税率改正の12月議会での可決について、令和3年度第4回鴻巣市国保運営協議会報告事項について説明。

9月30日(木)、10月7日(木)の2回にわたり審議いただいた、令和4年度の税率改正案について、10月27日(水)に藤田会長、金子副会長より原口市長に答申していただいた。その後、答申に基づいた条例改正案を12月議会に上程し、議会最終日である先週17日に可決された。

今後は、ホームページ、広報かがやき、国保だより等により、令和4年度の税率改正について周知に努めていく。

令和4年度から新たに創設される未就学児に係る被保険者均等割額の軽減制度について説明。均等割額については世帯主及び加入者の前年の所得状況に応じて、7割、5割、2割を軽減する制度があるが、今回創設される未就学児軽減制度は、従来の軽減が適用される未就学児についても従来法定軽減適用後の均等割額からさらに半額が減額される制度となっている。

未就学児の対象は、10月末時点の試算で310世帯、395人となっており、令和4年度の軽減見込額は約470万円となっている。

この軽減額については、保険税の減収要因となるが、国が1/2、県が1/4、市が1/4と、全額財政支援がなされることとなっている。

令和4年度における多子世帯減免の継続について説明。本市では、平成30年度の税率改正に際し、激変緩和措置として、多子世帯への子どもの均等割負担の軽減措置として、18歳未満の第3子以降の均等割額を全額減免している。

この多子減免の対象となる第3子以降の子どもが未就学児である場合には、未就学児均等割額半額軽減と多子減免の両方が適用されることとなり、未就学児半額軽減後の均等割額を全額減免する。

多子減免の対象は、10月末時点の試算で101世帯、124人となっており、減免見込額は約220万円となっている。また、多子減免対象の124人のうち、未就学児は61人となっている。

出産育児一時金の改正について説明。一時金と産科医療補償制度の掛金を加えて、合計42万円を支給していたが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行により、産科医療補償制度の掛金が引き下げられることとなった。

少子化対策としての重要性に鑑み、支給総額として42万円を維持するため、出産育児一時金の支給額を引き上げることとした。

《委員質疑》

過ぎたことになってしまうのだが、答申の写しにある、「乖離」という文言だが、意味合いとしては、離れ離れ、そむき離れるということなので、この場合には標準保

除税率との差があるということで、「較差」という表現の方が適当ではないかと思うのだが。

《事務局回答》

了解した。ご指摘をいただきましたので、今後、答申の作成の折には念頭に入れて作成をしていきたい。

《議長》

すでに答申したものであるため、事務局より運営委員会より意見があった旨を伝えてもらいたい。

事務局より連絡事項。次回の運営協議会は2月上旬に開催予定。

閉会

(会議時間 50分)

配布資料	<ul style="list-style-type: none">・【資料 1 - 1】【資料 1 - 2】【秋の試算】国保事業費納付金・標準保険税率・【資料 1 - 3】令和 4 年度国保事業費納付金：秋の試算について【市町村別】・【資料 1 - 4】令和 4 年度一人当たり保険税必要額：秋の試算結果【市町村別】 <p>《当日配布》</p> <ul style="list-style-type: none">・令和 4 年度税率改正答申の写し・令和 3 年度第 4 回鴻巣市国保運営協議会報告事項・「埼玉の国保（1 2 月号）」
------	--